

令和7年度相談系サービス集団指導 質問と回答

No.	サービス種別	質問	回答
1	計画相談支援	集中支援加算④については通院同行するだけでは不可としているが、業務ガイドライン「集中支援加算工（利用者への通院同行）の算定にあたっての留意事項」に、医療・保育・教育機関等連携加算の留意事項と同様の扱いとされているが、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しているとのこと。入院時情報連携加算の書式に基づき情報提供しても、利用者の状態に変化がない場合や、サービス等利用計画の変更がない場合には算定不可ということでしょうか。	通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨としており、利用者の状態に変化がない場合やサービス等利用計画の変更がない場合でも、利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合は、算定可能です。（業務ガイドラインP138・146参照）
2	計画相談支援	居宅介護支援事業所等連携加算について 工）障害者就業・生活支援センター等へ情報提供した場合も含まれるが、これは就労支援センターといった障害福祉サービスではない就労サポートをする機関（例：就労支援センター等）も含まれますか。	計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、という場合において、就労支援センターについて情報提供する場合には算定可能です。（業務ガイドラインP142参照）
3	就労選択支援 計画相談支援	10月に降に利用サービスの変更希望が出た際、サービス担当者会議を開催し、就労選択支援の時期を定め支給決定を受けられる流れになるが、支給決定期間はヶ月とのこと。例えば10月に降に就労継続支援B型を利用、1年後に就労移行支援を利用すると決めている場合、予めサービス等利用計画案に入れておいても問題ありませんか。	長期目標として計画案に記載していただくことは差し支えないですが、就労移行支援利用時に改めて計画案の作成をしていただく必要があります。
4	計画相談支援	モニタリング月でない訪問・聞き取りについての請求の条件を知りたい。 - 月2回以上の居宅等への訪問による面接 - サービス担当者会議の開催 - 関係機関が開催する会議への参加 上記以外でご利用者の利用事業所先で、ご本人の聞き取りと事業所の聞き取り、困りごとやご希望などお伺いし記録にまとめておくことで条件が満たされるか。	指定継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に、サービス提供時モニタリング加算の請求が可能です。 なお、困りごとやご希望などお伺いするだけでは、基本相談に含まれるため、加算の対象とはなりません。（業務ガイドライン P145参照）
5	計画相談支援	モニタリングやサ計画（継続）の区役所への提出は当月の末日か、翌月10日か。	モニタリング報告書は、モニタリング実施月中に提出してください。 更新月の場合は、モニタリング実施月（サービス終了月）の20日まで（区役所開庁日はその前の開庁日まで）に提出してください。（業務ガイドライン P33・48参照）
6	計画相談支援	今までモニタリング報告書の写しは本人とサービス提供事業所へ必ず渡していましたが、サービス提供事業所は求めがなければ渡さなくても良いということですか。	ご認識の通り、モニタリング報告書は、本人や求めがあったサービス提供事業所に写しを交付することとしており、障害福祉サービス提供事業所等に写しを交付することについて必須とはしていませんが、モニタリング報告書の写しを障害福祉サービス事業所等に交付することで情報共有を行うことを妨げるものではありません。（業務ガイドライン P45参照）
7	計画相談支援	会計について成人と児童を分けるようにと指導がありました。切手や文具の購入などどちらとも使うようなものについての処理はどのようにしたらいいのでしょうか。	具体的な方法については定めていませんが、適切に案分し、運営指導時等に説明ができるようにしてください。（業務ガイドライン100P参照）
8	計画相談支援	集団指導の説明資料P126の「『常勤の相談支援専門員』の配置が算定要件となっている以下の加算について、計画相談支援に従事している時間が、事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数※に達しているか否かで判断することとする。」と説明がありましたが、法人の定める短時間正規職員（40時間未満）が専従で計画相談業務に携わっている場合は対象となるという判断でよろしいでしょうか。該当職員は週32時間で	常勤とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。貴施設の常勤の勤務時間が、週40時間ということであれば、短時間正規職員（40時間未満、専従）は、常勤とはなりません。 ※ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。（業務ガイドラインP120参照）
9	計画相談支援	集団指導の説明資料P110の機能強化型（1）について「体制要件①～③に加え、常勤・専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であることが必要。」と説明がありましたが、週40時間の正規職員が3名（現任研修修了）あり、法人の定める短時間正規職員（40時間未満・現任研修修了）が専従でそれぞれ計画相談業務に携わっている場合は対象となる判断でよろしいでしょうか。	常勤とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。貴施設の常勤の勤務時間が、週40時間ということであれば、短時間正規職員（40時間未満、専従）は、常勤とはなりません。 ※ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。（業務ガイドラインP120参照）
10	計画相談支援	受給者証更新時に区役所から本人に受給者証を送付しているが、同時に相談支援事業所にも受給者証のコピーを送付してもらいたいでしょうか。以前に同様の質問をしたときに「送付について利用者の同意を得るのが困難」という回答があったが、他の自治体では取り組んでいる例もあり、本市でも「障害福祉サービス等支給申請書」の申立・同意欄に、相談支援事業者への調査資料提供に同意を得る欄があり、同様の枠組みで受給者証コピー送付の同意を得られると思われるが、利用者の同意を得ること以外で、相談支援事業所にコピー送付のできない理由はあるか。	サービス等利用計画案は、受給者証の発行以降、速やかに確定する必要があります。確定の計画を作成し、利用者の同意署名を得る際に、利用者によって受給者証を確認する機会があると想定されるため、区役所から相談支援事業所に受給者証の写しを送付する運用にはしていません。
11	自立生活援助	令和7年度集団指導の資料中、「自立生活援助の加算②」の「日常生活支援情報提供加算」の説明文が「精神科病院」と表記されているが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（7）自立生活援助サービス費①日常生活支援情報提供加算の取扱いについて」には、「『精神科病院等』とは、具体的には、精神科病院、医療法に規定する病院若しくは診療所を指すものである。」と表記されている。「医療法に規定する病院」とは、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。」とあるため、必ずしも精神科病院に限られないと思われるが、見解を示されたい。	お見込みの通り、「精神科病院等に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院に提供した場合」が正しい説明となります。ご指摘いただきありがとうございます。
12	自立生活援助	令和7年度集団指導の資料中、「自立生活援助計画の作成等（基準第二百六条の二十）の③」に「支援計画作成のためのケア会議の開催」と表記されているが、基準には「ケア会議」との文言はない。この「ケア会議」の定義を示されたい。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（基準省令）」の第58条について、解釈通知で示されている「個別支援会議」を指します。

令和7年度相談系サービス集団指導 質問と回答

No.	サービス種別	質問	回答
13	障害児相談 計画相談支援 就労選択支援	就労選択支援についてですが、このサービスを利用するにあたり、障害児相談あるいは計画相談を入れることが必須となりますか？やむを得ない場合は、相談支援なしでもサービスを受けることはできますか？	障害児相談ではなく、他の障害福祉サービスと同様、計画相談事業所によるサービス等利用計画または利用者自身でセルフプランを作成し、区役所に提出することが必要です。
14	就労選択支援	現行の就労アセスメントは今後もあるのでしょうか？	就労選択支援の利用が困難な場合（①近隣に就労選択支援事業所がない場合、②就労選択支援を受けるまで待機期間が生じる場合）については、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経て就労継続支援B型の利用が可能です。
15	その他 (横断的内容等)	集団指導の中で少しでも良いから質疑応答の時間を設けてもらいたいです。説明をしてくださる方、基本的にはスライドを読んでいるだけで補足も無かったと思いません。質問したことにすぐに答えられないこともあるとは思いますが、今後はご検討いただけたいと思います。補足も無いのであれば、その時間帯にモニタリングを行うほうが実施率も上がるのかなと考えました。	ご意見ありがとうございます。資料を後から見ても分かるように、説明内容は可能な限り資料に記載するようにしています。相談系サービスの事業内容は多岐にわたるため、説明時間の都合上、当日は質疑応答の時間を確保を行うことが難しくなっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。